

	質問	回答
1	応募資格(4)の、「3年以上連続し損失を計上していないこと」とありますが、弊社は現在3期目で、過去2期は赤字決算ですが、応募の資格はありますか？	和光市家庭的保育事業等認可等要綱に、直近の会計年度において家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上損失が生じていないことがあります。ご質問の内容によると過去2期が赤字決算とあり、3年以上の赤字決算ではありませんので応募資格はございます。
2	法人概要書の添付書類2-5「財産目録」は、法人のものだけでしょうか？ それとも、代表者個人のものも必要でしょうか？	当該法人のものをご提出ください。
3	施設計画概要書の添付書類3-3「施設平面図」ですが、現状土地の賃借を内定しているだけで、建物の設計・建築はこれから、という場合、どこまで必要なのでしょうか？	保育室、ほふく室、トイレ等の配置、面積等のような部屋で保育するのもも審査いたしますので、その内容が分かる施設平面図を提出してください。
4	3-6「保育事業所設置承諾書」の書式はありますか？ それとも任意の書式でよろしいのでしょうか？	任意の書式で構いません。件名、日付、物件名、所在地、借主、承諾者及び承諾者(貸主)の印は必ず記載してください。
5	運営計画概要書4-5～11の各対応・方策についても、任意の書式でよろしいのでしょうか？	任意の書式で構いません。
6	「既設園行政監査の指摘事項の写し」は、運営している既設園がなければ提出不要ということでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	プレゼン用資料は、提出書類とは別の資料が必要ということでしょうか？ その際の書式や記載要件はありますか？	提出書類とは別に、公開ヒアリングで使用する資料としてプレゼン用資料をご用意ください。プレゼン用資料の部数は傍聴する方の分を含めたものとなっております。書式や記載要件はございません。
8	平成28年度の補助基準額について明示されていますが、29年後以降についての補助金は毎年予算が手当てされるのでしょうか？ それとも、「整備に係る補助金」とは別の手当てがされるのでしょうか？	運営に係る給付費や市単独補助金は、公募要領の3整備に係る補助金とは別の補助金となります。
9	本事業整備に係る補助金の使途範囲について補助金の使途について、その範囲または制限をご教示ください。 例・内装リフォーム費用、準備期間における諸費用(賃貸料、敷金、礼金、水道光熱費、その他雑費)、備品費(カーテン、寝具、食器等)、事務費(事務家具、事務・通信器具、文具等)消耗品費、教材費	本整備の補助金として活用を予定している平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の事業内容(使途範囲)が、賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費(改修費等、賃借料(礼金を含み敷金を除く。))の一部を補助するものとなっております。備品は、業務省力化に係る備品の購入として、パソコン本体、プリンターが対象となります。それ以外の備品は対象外となります。水道光熱費、その他雑費も対象外となります。
10	補助金の交付スケジュールについて、H29年4月1日開設を見込み進める準備において、概ねいつ頃これが交付される見通しかご提示ください。	市の補助金は、改修工事の完了後に交付することとなりますが、まだ国から全体スケジュールが示されていないことから未定となっております。
11	「職員配置計画」について、開設予定前7ヶ月の且つ事業計画応募段階で本書を实名にて準備提出するのは難しい状況ですが、この点について「計画」の実質的完成度をご教示ください。	職員配置計画ではどのような人材を何人配置する計画かを審査しますので、氏名が空欄でも差し支えありません。配置人数分の職名、常勤・非常勤の別を記載してください。